

1. 本社エリア

(本社エリアのうち高圧払出エリアは右記の一部)
朝霞市

ただし、荒川堤防以東、大字岡のうち国道254号線以南(朝霞駐屯地西側管理道路以西、厚生労働省労働研修所南側管理道路以北を除く)、大字溝沼のうち厚生労働省労働研修所南側管理道路以南、大字下内間木、膝折町二丁目のうち黒目川以西(ただし、7番を除く)を除く

志木市
富士見市

(荒川堤防以東を除く)
(ただし、新河岸川以東については、大字東大久保のうち新河岸川放水路以南、大字上南畑のうち市道170号線以西、大字下南畑、大字水子、大字鶴馬に限る)

三芳町
所沢市
新座市

大字南永井字北井頭
東北2丁目のうち東武東上線以北
畑中2丁目のうち黒目川以東(ただし、16番地を除く)
畑中3丁目のうち黒目川以東
中野2丁目のうち国道463号線以東

2. 川口エリア

川口市

桜町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目 鳩ヶ谷本町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目 坂下町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目 三ツ和1丁目、2丁目、3丁目 八幡木1丁目、2丁目、3丁目 南鳩ヶ谷1丁目、2丁目、3丁目のうち旧鳩ヶ谷市道654号線以北、5丁目(ただし、旧鳩ヶ谷市道723号線以西を除く)、6丁目、7丁目、8丁目 鳩ヶ谷緑町1丁目、2丁目 大字里、大字辻、大字前田

3. 入間エリア

入間市

東藤沢1丁目(ただし、簡易ガス事業下山角栄団地及び武蔵藤沢団地を除く)、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目 大字上藤沢字東野のうち県道川越・入間線以東、字前原のうち国道463号線以北 下藤沢1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目 大字下藤沢のうち県道川越・入間線以東、字下原のうち西武池袋線以東

4. 日野エリア

日野市

程久保8丁目11番地24～26、11番地28～37、11番地45～60、12番地
南平1丁目1番地～32番地
南平3丁目1番地1～4、1番地6、1番地8、1番地13～20、1番地25、1番地26、1番地34、8番地
三沢4丁目4番地63～75、18番地9～14、18番地16、21番地8～15、22番地～28番地
三沢5丁目1番地～3番地、4番地1～61、4番地77～384、5番地～11番地、12番地3～6、14番地9、14番地16

～ 22、15番地～ 47番地

5. 座間エリア①
座間市

緑ヶ丘3丁目のうち

1343番地の39、40、41、42、43、44、58、59

1363番地の4、5

「市道30号線」と「市道相武台94号線」と「市道緑が丘46号線」と、「市道緑が丘58号線」に囲まれた地域

「市道緑が丘66号線」と「市道緑が丘58号線」と「市道緑が丘46号線」に囲まれた地域

「市道緑が丘46号線」と「市道緑が丘58号線」に囲まれた地域

6. 座間エリア②
座間市

緑ヶ丘5丁目のうち

「市道30号線」と緑ヶ丘6丁目との字境と

「市道17号線」に囲まれた地域

7. 座間エリア③
座間市

緑ヶ丘6丁目のうち

「市道30号線」と「主要地方道町田・厚木線バイパス」と「主要地方道町田・厚木線」と「市道17号線」と緑ヶ丘5丁目との字境

に囲まれた地域

8. 座間エリア④
座間市

相模が丘6丁目地区のうち

1017番地の2、49、71、73、81、82、83、84、85、86、87

「市道6号線」と「市道8号線」と「市道相模が丘168号線」と「市道相模が丘161号線」と「市道相模が丘172号線」に囲まれた地域